

# 行動援護従業者養成研修の案内

2017 年度

行動援護とは、行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障害や精神障害のある方の社会参加と地域生活を支援します。

日 時

回	日時
第 1 回	2017 年 7 月 15 日(土), 16 日(日), 17 日(祝月), 22 日(土) 9:00 ~16:10※1 日目は 17:10 に終了。3 日目は 16:00 に終了
第 2 回	2017 年 10 月 7 日(土), 8 日(日), 9 日(祝月), 14 日(土) 9:00~ 16:10※1 日目は 17:10 に終了。3 日目は 16:00 に終了
第 3 回	2018 年 3 月 17 日(土), 18 日(日), 24(土), 25 日(日) 9:00~ 16:10※1 日目は 17:10 に終了。3 日目は 16:00 に終了

会 場 ジョバンニ (呉市安浦町安登西一丁目 4 番 10 号)

## 受講内容

受講内容 (時間数)	
講習	①強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 (2.5h) ②強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 (3.5h) ③強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義 (2h) ④強度行動障害と生活の組立てに関する講義 (2h)
演習	①基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 (1h) ②行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 (2.5h) ③行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 (2.5h) ④障害特性の理解とアセスメントに関する演習 (2.5h) ⑤環境調整による強度行動障害の支援に関する演習 (3.5h) ⑥記録に基づく支援の評価に関する演習 (1h) ⑦危機対応と虐待防止に関する演習 (1h)

## 受講対象

受講に際して必要な資格や実務経験などは必要ありません。

ただし、行動援護従事者として従事するためには知的障害児者又は精神障害者の介護等の業務に 1 年以上従事した経験を有します。

受講定員 20 名 (先着順)

受講料 30,000 円（テキスト代含む）

#### 申込み方法

- (1) 受講申込書に記入押印の上、郵送・ファックスまたはメールに必要事項を記入して申し込んでください。
- (2) 定員になりしだい締め切ります。
- (3) 受講料は当日、ご持参ください。納付した受講料は原則として返金できません。（テキストは当日配布します）

#### 講習会修了証の交付

すべての講習科目を受講し、実技講習の審査の結果、合格した方に修了証を交付します。

＜問い合わせ・申し込み先＞  
特定非営利活動法人 地域ネットくれんど  
〒737-2517 呉市安浦町水尻 1-3-1  
Tel : 0823-84-3731 Fax : 0823-84-4041  
ホームページ : <http://kurend.com/>  
メールアドレス : [raku@ceres.ocn.ne.jp](mailto:raku@ceres.ocn.ne.jp)

-----切り取り-----

※修了者を県へ報告する義務があります。住所、電話番号は受講者のものを記入して下さい。

#### 申込用紙

フリガナ 参加者名			
所属事業所	連絡先		
参加者の住所	〒 ー		
参加者の電話番号		生年月日	年 月 日
性別	男 ・ 女	講習会 希望日程	第 回

行動援護従事者養成研修